

令和 年 月 日

保護者 様

佐渡市立河崎小学校
校長 大橋 潤

新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間と
登校連絡票提出のお願い

お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校保健安全法の規定により、出席停止となります。医師の指示に従うとともに、裏面の出席停止期間の基準を参考にして、完治するまでご家庭で休ませてください。出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。

なお、回復して登校される際に、下記「登校連絡票」を、保護者等が記入のうえ、学校へ提出ください。医療機関からの記入の必要はありません。

<出席停止期間>

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
- ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで
- ・出席停止期間の基準の詳細は、裏面を参照してください

----- きりとり線 -----

登 校 連 絡 票

新型コロナウイルス感染症のため出席停止となっていましたが、症状が回復しましたので本日より登校させます。

1 児童生徒名	年 組 児童生徒名
2 発症日	令和 年 月 日
3 受診した医療機関名	
4 軽快した日	令和 年 月 日
5 登校日朝の体温	℃
6 登校開始日	令和 年 月 日
7 保護者名	

登校する日に学校へ提出してください

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第19条により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められています

発症した翌日を1日目と

		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後5日を経過した後	
Aさん	発症後1日目に軽快した場合	発症	軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Bさん	発症後2日目に軽快した場合	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Cさん	発症後3日目に軽快した場合	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Dさん	発症後4日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Eさん	発症後5日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	登校可能
		出席停止							
Fさん	無症状の場合	検体採取	採取後1日目	採取後2日目	採取後3日目	採取後4日目	採取後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

軽快した翌日を軽快後1日目と数えます